

紀の川ダム統合管理事務所

Ⅱ．河川関係風水害対策部運営計画

第 6 条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の一つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して、編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

1. 注 意 体 制

- (イ) 大雨及び洪水に関する注意報が川上村、五條市南部、野迫川村又は天川村のいずれか1つ以上に発令され、対策部長が必要と認めたとき
- (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
- (ハ) 流域平均累加雨量がいずれかのダムで 20mm 以上になり、対策部長が必要と認めたとき
- (ニ) 各部対策部長の指令があったとき
- (ホ) 対策部長が必要と認めたとき

2. 警 戒 体 制

2－1 猿谷ダム

(1)第1警戒体制

- (イ) 大雨及び洪水に関する警報が五條市南部、野迫川村又は天川村のいずれか1つ以上に発令され、対策部長が必要と認めたとき
- (ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき
- (ハ) ダムから 1,000m³/s 未満の放流が生ずるおそれがあるとき
- (ニ) 被害の発生が予想されるとき
- (ホ) 各部対策部長の指令があったとき
- (ヘ) 対策部長が必要と認めたとき

(2)第2警戒体制

- (イ) ダムから 1,000m³/s 以上・2,060m³/s 未満の放流が生ずるおそれがあるとき。
- (ロ) 甚大な被害の発生が予想されるとき
- (ハ) 各部対策部長の指令があったとき
- (ニ) 対策部長が必要と認めたとき

2－2 大滝ダム

(1)第1警戒体制

- (イ) 大雨及び洪水に関する警報が川上村に発令され、対策部長が必要と認めたとき
- (ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき

- (ハ) コンジットゲートからの放流が生じるおそれがあるとき
- (ニ) 大迫ダムからの放流が想定され、対策部長が必要と認めたとき
- (ホ) 被害の発生が予想されるとき
- (ヘ) 各部対策部長の指令があったとき
- (ト) 対策部長が必要と認めたとき
- (チ) 流域平均累加雨量が40mmに達し、対策部長が必要と認めたとき
- (リ) 洪水に達しない流水の調節を行おうとするとき

(2) 第2警戒体制

- (イ) 洪水調節を行おうとするとき
- (ロ) 甚大な被害の発生が予想されるとき
- (ハ) 各部対策部長の指令があったとき
- (ニ) 対策部長が必要と認めたとき

3. 非常体制

3-1 猿谷ダム

- (イ) 猿谷ダムから2,060m³/s以上の放流が生ずるおそれのあるとき
- (ロ) 甚大な被害が発生したとき
- (ハ) 各部対策部長の指令があったとき
- (ニ) 対策部長が必要と認めたとき

3-2 大滝ダム

- (ホ) ただし書き操作による放流が生ずるおそれのあるとき
- (ロ) 甚大な被害が発生したとき
- (ハ) 各部対策部長の指令があったとき
- (ニ) 対策部長が必要と認めたとき

紀の川ダム統合管理事務所

I. 河川関係地震災害対策部運営計画

第 6 条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の 1 つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときはこれを解除するものとする。ただし、対策部長は、各体制の要員の増減について状況等により変更することができるものとする。

また、長期の体制が予想されるときは、適時班員を分けて対応するものとする。

1. 注 意 体 制

- （イ）別表の地震観測所で震度 4 の地震が観測されたとき
- （ロ）対策部長が必要と判断したとき
- （ハ）河川関係地震災害対策本部長（以下、対策本部長という）が指示したとき

2. 警 戒 体 制

- （イ）別表の地震観測所で震度 5 弱以上の地震が観測されたとき
- （ロ）対策部長が必要と判断したとき
- （ハ）対策本部長が指示したとき

3. 非 常 体 制

- （イ）別表の地震観測所で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき
- （ロ）重大な被害が発生したとき又は発生のあるとき
- （ハ）対策部長が必要と判断したとき
- （ニ）対策本部長が指示したとき

地震対応観測所一覧表

R 4 年 4 月現在

水 系 名	河 川 名	ダ ム 名	管理 区分	類別	ダ ム 管 理 者	緊急時連絡先	ダム 型式	ダム高 (m)	地震計 の有無	気象庁発表の震度観測地点					地震計設置者
										支庁・府県	地 域 名 称	市 町 村 名	震度発表地点名称		
新宮川	1	熊野川	猿谷ダム	直轄	近畿地方整備局	0747-25-3013 (ダム管理事務所)	G	74	有	奈良県	奈良県	五條市	五條市本町		奈良県
										奈良県	奈良県	天川村	天川村沢谷		奈良県
										奈良県	奈良県	天川村	天川村洞川		気象庁
										奈良県	奈良県	五條市	五條市大塔町辻堂(ダム地点周辺)		奈良県
										奈良県	奈良県	野迫川村	野迫川村北股		奈良県
新宮川	1	熊野川	九尾ダム	利水	関西電力㈱	0747-65-0014 (ダム管理所)	G	26.5	無	奈良県	奈良県	天川村	天川村洞川		気象庁
										奈良県	奈良県	天川村	天川村沢谷		奈良県
新宮川	1	熊野川	川迫ダム	利水	関西電力㈱	0747-63-0552 (ダム管理所)	G	36.5	無	奈良県	奈良県	天川村	天川村洞川		気象庁
										奈良県	奈良県	天川村	天川村沢谷		奈良県
紀の川	1	紀の川	大滝ダム	直轄	近畿地方整備局	0747-25-3013 (ダム管理事務所)	G	100	有	奈良県	奈良県	奈良吉野町	吉野町上市		奈良県
										奈良県	奈良県	川上村	川上村迫(ダム地点周辺)		奈良県
										奈良県	奈良県	大淀町	大淀町松垣本		気象庁
										奈良県	奈良県	下市町	下市町下市		奈良県
										奈良県	奈良県	黒滝村	黒滝村寺戸		奈良県
										奈良県	奈良県	天川村	天川村沢谷		奈良県
										奈良県	奈良県	東吉野村	東吉野村小川		奈良県

Ⅲ．紀の川ダム統合管理事務所水質事故災害対策部運営計画

第6条 （緊急体制の種類及び発令基準）

対策部長は次の各号に該当し必要と認めたときは防災体制を発令し、組織編成表に従い要員を配備し、またはその体制を解除するものとする。但し、各班の編成人員構成は状況に応じ配備するものとする。

1．渇水時の体制

（1）渇水時警戒体制

河川の流量が異常な渇水（平均渇水流量以下に減少）となり、且つ水質が水質管理基準値（年最大値の10ヶ年平均値）より悪化して、今後長期間にわたってこの状態が持続し、河川管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。

2．水質汚濁時の体制

（1）注意体制

イ) 管理区域及びその流域において、水質事故が発生又は発生のおそれがある場合。
ロ) 警戒体制又は非常体制の後、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼす恐れがなくなったが、河川への影響等を監視する必要がある場合。

（2）警戒体制

イ) 管理区間及びその流域において、水質事故により被害（軽妙なものを除く）の発生又は発生の恐れがある場合。

（3）非常体制

イ) 管理区間及びその流域において、水質事故により重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合。